

羅臼町公共施設等総合管理計画

平成 28 年 12 月

羅臼町

目次

第1章	はじめに	1
1-1	背景・目的	1
1-2	計画の位置づけ	1
1-3	計画の対象	2
1-4	計画の期間	2
1-5	計画策定の経緯	3
1-6	注意事項	3
第2章	公共施設の現状と課題	4
2-1	人口の推移・見通し	4
2-2	財政状況の推移と見通し	5
2-3	公共建築物の現状	6
2-4	インフラ施設の現状	8
2-5	公共施設等のライフサイクルコストの見通し	11
第3章	公共施設の基本方針	14
3-1	方針① 施設保有量の最適化	14
3-2	方針② 適切な維持管理の推進	15
3-3	方針③ 連携と協働による計画推進	16
第4章	公共建築物の施設類型ごとの基本方針	18
4-1	町民文化施設	18
4-2	運動・観光施設	20
4-3	産業系施設	22
4-4	学校教育施設	23
4-5	子育て支援施設	25
4-6	保健福祉施設	26
4-7	医療施設	27
4-8	行政施設	28
4-9	住宅施設	29
4-10	公園施設（建築物）	31
4-11	供給処理施設	32
4-12	遊休施設	33
4-13	その他施設	34
第5章	インフラ施設の施設類型ごとの基本方針	35
5-1	道路	35
5-2	橋梁	35
5-3	上水道	35
5-4	温泉施設	35

第1章 はじめに

1-1 背景・目的

羅臼町の人口は、1965年の8,931人をピークに年々減少が進み、2010年には5,885人となっている（国勢調査）。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、今後も人口減少が進行し、2020年には5,084人、2025年には4,652人と5,000人を下回り、2040年には約3,400人まで減少すると見込まれている。

また、少子化と高齢化が進行し、2010年の高齢者割合は23%であるが、2040年には42%まで上昇すると見込まれている。少子高齢化の影響により、社会福祉等に係る支出が増えることが見込まれる一方で、働き手となる世代が減少し、町の財政が厳しいものとなることが予想される。

このような社会・経済情勢のなか、持続可能な行政サービスを提供するために、「羅臼町公共施設等総合管理計画」を定め、公共施設の改革に取り組んで行くこととする。

1-2 計画の位置づけ

インフラの老朽化が急速に進展することへの対応として、国は平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定した。これを受けて国・自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定するべく、総務省より各自治体に対して「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請があった。

「羅臼町公共施設等総合管理計画」は、人口減少・高齢化・財政課題など町の今後の社会・財政情勢に対応した「これからの公共施設全般の基本方針」を定めるものである。そのため、「羅臼町第7期総合計画」を上位計画としつつ、公共施設に関する個別施設計画の方針を定める総合的かつ全町的な計画と位置づけられる。

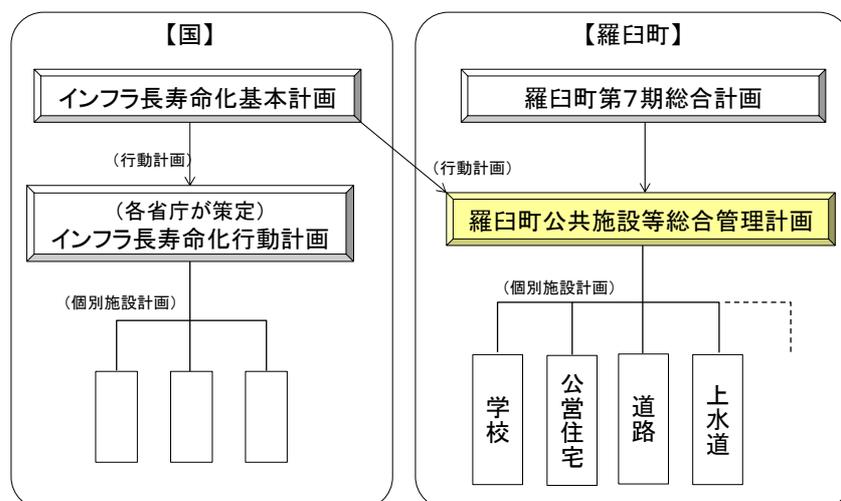


図 1-1 計画の位置づけ（概念図）

1-3 計画の対象

公共施設には町民文化施設、学校、庁舎などの「公共建築物」のほか、道路、橋梁、上水道、温泉などの「インフラ施設」がある。

本計画の対象は、公共建築物とインフラ施設を含む町が保有する全ての公共施設である。

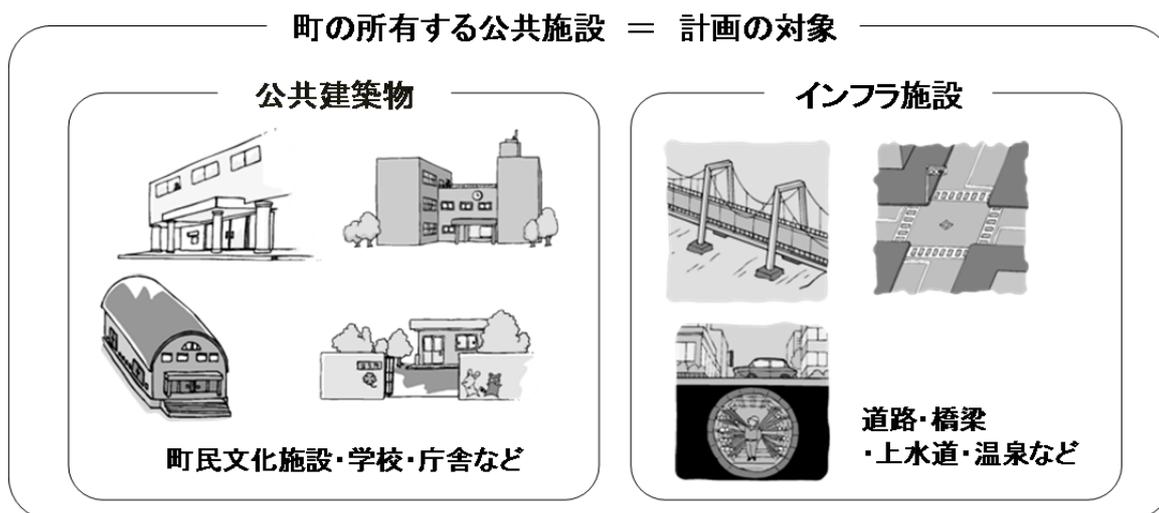


図 1-2 計画の対象（概念図）

1-4 計画の期間

公共施設等の計画においては、建物の更新周期を踏まえた長期的視点での取り組みが必要であることから、計画期間は2017年度から2036年度までの20年間とする。

ただし、時代の変化や社会情勢にあった柔軟な対策実施を図るため、必要に応じて今後計画の見直しを行うこととする。

1-5 計画策定の経緯

表 1-1 庁内検討会議等の概要

会議名称	開催年月日	主な議題
第 1 回 庁内検討会議	2016/07/26	<ul style="list-style-type: none">・ 公共施設等総合管理計画の策定に向けて・ 所管課への施設現況調査の予定・ 今後の検討スケジュール
第 2 回 庁内検討会議	2016/10/04	<ul style="list-style-type: none">・ 公共施設白書（現状と課題）・ 施設現地調査の予定について・ 計画の構成案について
第 3 回 庁内検討会議	2016/11/25	<ul style="list-style-type: none">・ 各施設の方針・ 公共施設等総合管理計画（案）

1-6 注意事項

本計画で示す公共建築物の現状データは、施設現況調査を実施した 2016 年（平成 28 年）8 月現在の値であり、利用状況やコスト状況については 2015 年度（平成 27 年度）実績値を基本としている。

年次の表記は西暦を基本とし、必要に応じて元号表示を併記することとする。ただし、出典資料名など固有名詞に元号が含まれる場合は、元の表記のままとしている。

床面積や金額などの数値は表示単位以下を四捨五入して表記している。そのため、表記数値の合計が表記された合計値と一致しないこともある。

第2章 公共施設の現状と課題

2-1 人口の推移・見通し

羅臼町の総人口は減少傾向が続いており、2010年には5,885人となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計結果によると、今後も人口減少が進み2040年には約3,400人まで減少すると見込まれている。

また、少子化と高齢化が進行し、2010年の高齢者割合は23%であるが、2040年には42%まで上昇すると見込まれている。

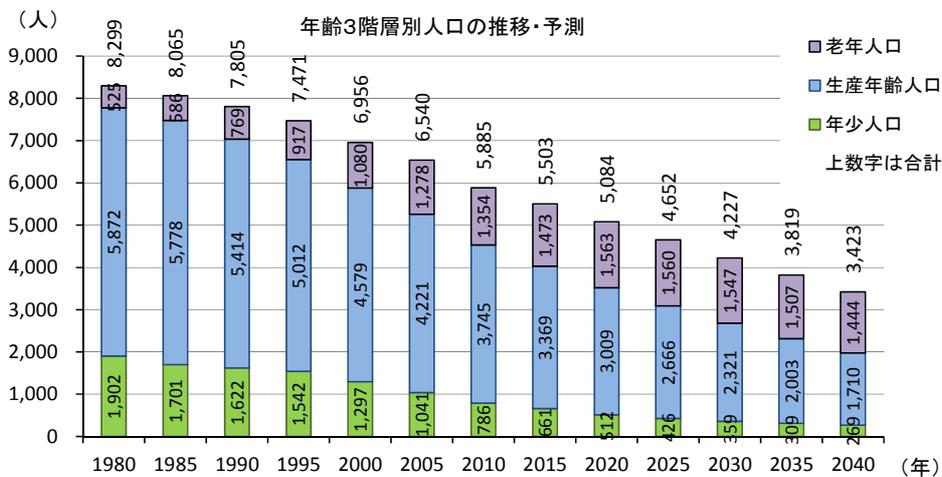


図 2-1 羅臼町の年齢3階層別人口の推移と予測

資料：(実績値(2010年まで)) 国勢調査人口確定値。
(予測値(2015年から)) 国立社会保障・人口問題研究所推計(平成25年3月推計、中位推計)

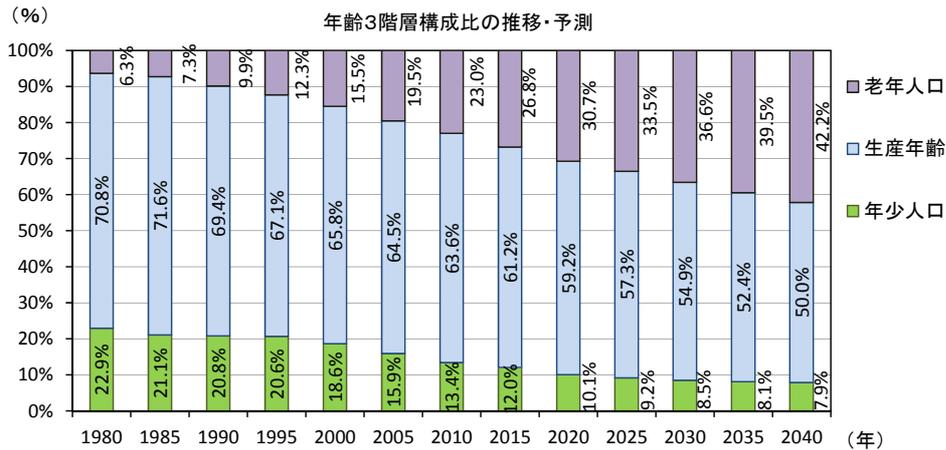


図 2-2 羅臼町人口の年齢3階層構成比の推移と予測

資料：(実績値(2010年まで)) 国勢調査人口確定値。
(予測値(2015年から)) 国立社会保障・人口問題研究所推計(平成25年3月推計、中位推計)

2-2 財政状況の推移と見通し

普通会計の決算額は、近年歳入・歳出ともに40億円程度で推移している。

今後は人口減少に伴い地方税や地方交付税が減少していくことが予想される一方で、人件費・扶助費・公債費を合わせた義務的経費はこれまでと同程度必要になると見通される。また、2017年度には中学校の建設事業が予定されるなど、公共施設の更新・改修などの負担増が見込まれ、今後は厳しい財政運営が予想される。

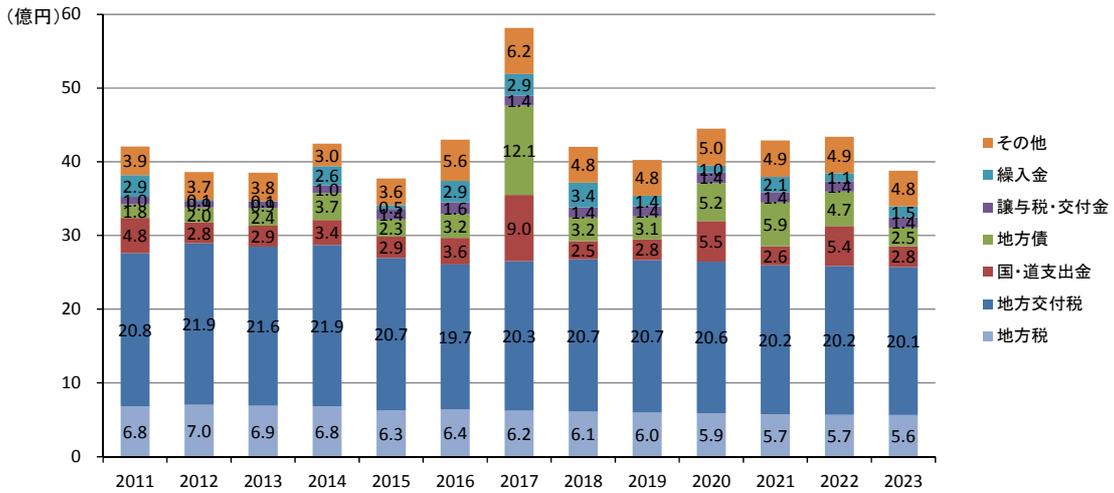


図 2-3 普通会計の歳入決算額の推移と見通し

資料：実績値（2015年度まで）、見通し値（2016年度から）ともに羅臼町資料より

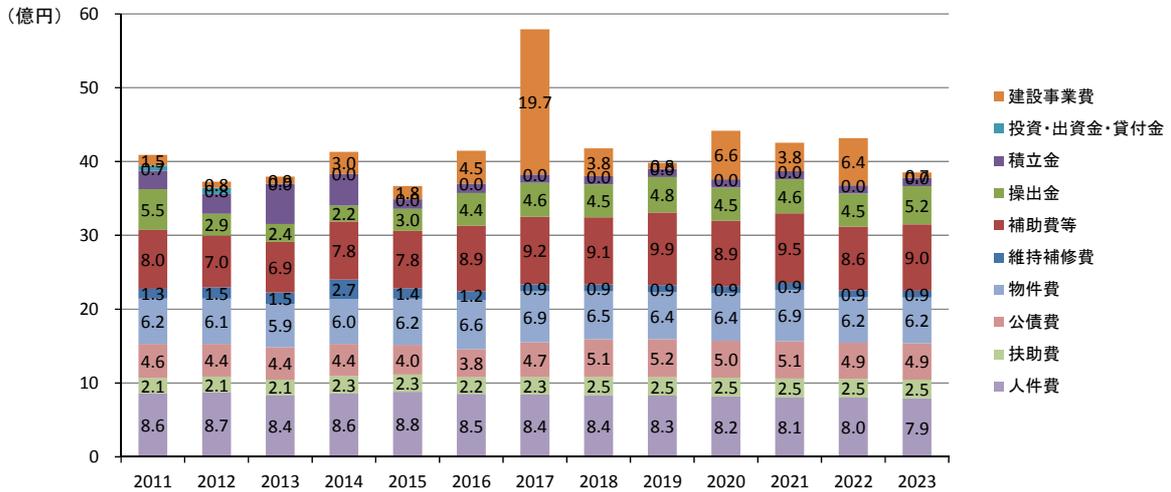


図 2-4 普通会計の歳出決算額の推移と見通し

資料：実績値（2015年度まで）、見通し値（2016年度から）ともに羅臼町資料より

2-3 公共建築物の現状

羅臼町が保有する公共建築物のうち最も延べ床面積が大きいのは「住宅施設」であり、約2万4千㎡と公共施設全体の約34%を占めている。次に「学校教育施設」が多く約1万6千㎡（全体の約23%）となっている。

表 2-1 施設用途別の公共施設保有状況

大分類	施設例	建物数※ (棟)	延べ床面積 (㎡)
町民文化施設	公民館や福祉館など	16	6,735
運動・観光施設	体育館やプール、キャンプ場など	14	4,968
産業系施設	体験施設・処理施設など	10	6,482
学校教育施設	小学校や中学校や給食センターなど	19	16,295
子育て支援施設	保育園や幼稚園など	3	2,040
保健福祉施設	老人福祉センターなど	3	950
医療施設	診療所など	6	2,380
行政施設	庁舎など	5	5,104
住宅施設	町営住宅や教員住宅、職員住宅など	166	24,378
公園施設	公衆便所	3	73
供給処理施設	ごみ焼却場	2	936
遊休施設	遊休施設	7	674
その他施設	火葬場や倉庫など	11	1,550
合計		265	72,565

※増築部分なども別棟として計上している

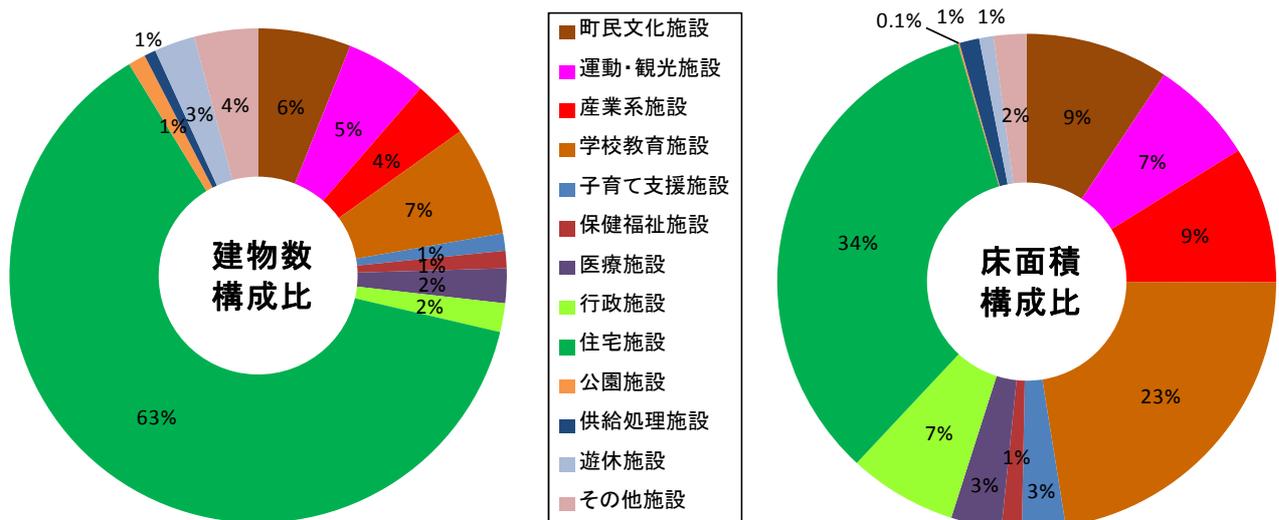


図 2-5 施設用途別の公共施設保有状況（建物数と延べ床面積構成比）

築年別に建物の保有状況（延べ床面積）を見ると、1990年代に整備された施設が最も多い。また、最も延べ床面積が大きい「住宅施設」について見ると、1980年代から2000年頃に整備された施設が比較的多い。これらの施設が建築後約40年～50年が経過する2020年以降に、大規模改修や建替え費用など多くのコストを必要とすることが予想される。

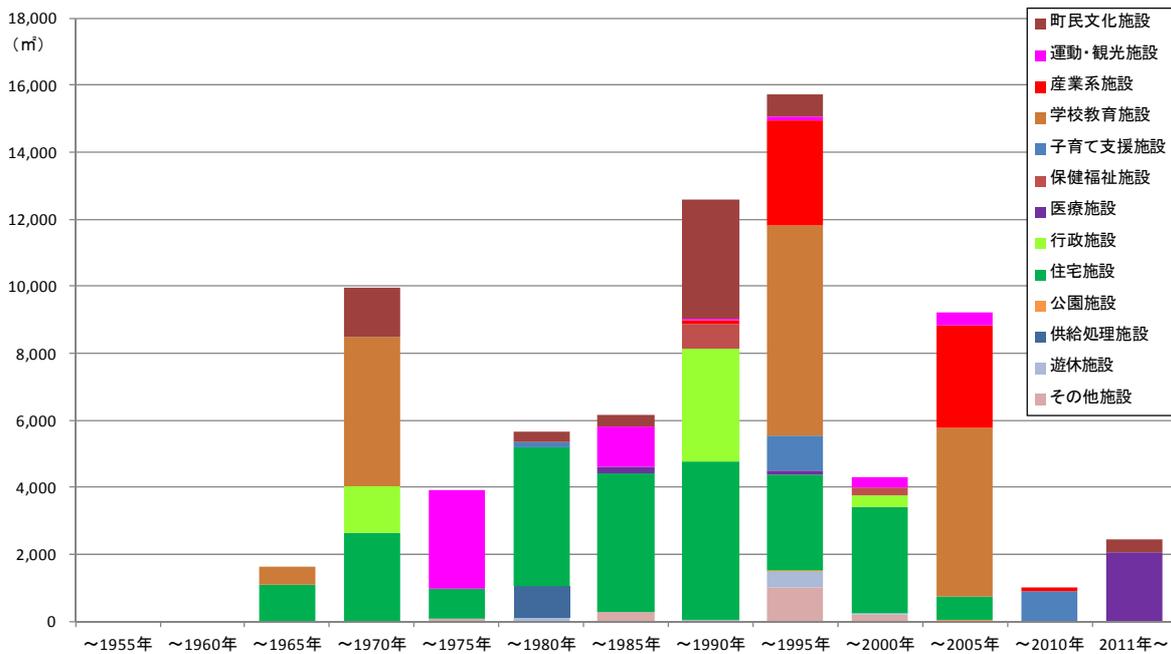


図 2-6 公共施設の築年別延べ床面積

表 2-2 建築年代別の代表的な建築物

建築年代	代表的な建築物
1960年代	春松中学校、羅臼中学校、知円別小学校、知円別中学校
1970年代	羅臼町公民館、羅臼町民体育館、羅臼町民スキー場、羅臼町立林間広場キャンプ場、羅臼町ごみ焼却場、町営住宅（栄町高台、松法町、麻布町、岬町、海岸町、緑町）など
1980年代	羅臼町葬斎場、羅臼町民温水プール、郷土資料館、福祉館（春日町、知松町、八木浜町、麻布町）、教員住宅、職員住宅など
1990年代	羅臼町役場庁舎、コミュニティーセンター（羅臼町、岬町、峯浜町）、羅臼町老人福祉センター、羅臼幼稚園、羅臼町農林漁業体験実習館、羅臼小学校、総合運動公園、高齢者交流いきがいセンター、道の駅知床らうすなど
2000年代	幌萌町オートキャンプ場、春松小学校、春松幼稚園、知床らうす国民健康保険診療所
2010年代	海岸町コミュニティーセンター

2-4 インフラ施設の現状

(1) 道路

羅臼町の管理する道路延長（独立専用自歩道を除く）は約 47 kmにおよび、道路部面積は約 29 万㎡である。

表 2-3 羅臼町の道路延長と道路部面積

	路線数	実延長 (m)	道路部面積 (㎡)
1 級	6路線	3, 129	22, 262
2 級	18路線	16, 259	95, 993
その他	66路線	27, 148	167, 573
合計	90路線	46, 536	285, 828

資料：羅臼町道路現況（総括）台帳（平成 28 年 3 月現在）

(2) 橋梁

羅臼町が管理する道路橋は全 5 橋である。

これらの橋梁は 1950～1970 年代に建設され、13 年後には全ての橋梁が建設後 50 年を経過する高齢化橋梁となる。

表 2-4 橋梁長寿命化修繕計画の対象橋梁

橋梁名	路線名	上部工形式	橋長 (m)	架設年
公住橋	公住橋線	鋼溶接橋 I 桁 (合成)	62. 18	1962
滝見橋	陸志別 1 号線	鋼溶接橋 I 桁 (合成)	35. 90	1977
無名橋 (5)	植別 1 号線	H 形鋼 H 形鋼 (合成)	12. 30	1979
無名橋 (上)	緑町 2 号線	H 形鋼 H 形鋼 (合成)	3. 15	1973
幌萌橋	幌萌公園線	上路式鋼鈹曲桁	23. 00	1958

資料：「羅臼町橋梁長寿命化修繕計画（平成 23 年度）」

(3) 上水道

羅臼町の水道事業は上水道 1 ヶ所、簡易水道 2 ヶ所にて供給を行っており、人口普及率は 100%である。上水道と簡易水道を合わせた水道管の総延長は約 81 kmである。

表 2-5 羅臼町の水道事業の概要

	羅臼町水道事業	岬町簡易水道事業	峯浜簡易水道事業
方式	急速濾過方式	緩速濾過方式	緩速濾過方式
計画給水人口	6,820人	950人	320人
計画一日最大給水量	4,066m ³ /日	142.5m ³ /日	287m ³ /日
取水水源	羅臼川水系羅臼川	クアマベツ川	リクシベ川水系陸境川

資料：羅臼町建設水道課資料

表 2-6 口径別配水管延長

		羅臼町水道事業	岬町簡易水道事業	峯浜簡易水道事業	合計
口径	50mm	4,903	150	0	5,053
	75mm	8,171	1,388	989	10,548
	100mm	6,700	1,122	0	7,822
	125mm	2,132	0	0	2,132
	150mm	24,714	0	18,696	43,410
	200mm	4,580	0	0	4,580
	250mm	7,108	0	0	7,108
計		58,308	2,660	19,685	80,653

資料：水道統計および羅臼町建設水道課資料（平成 26 年度現在）

(4) 下水道（未整備）

羅臼町では公共下水道が未整備となっており、河川や海の水質を保全するために 1991 年度（平成 3 年度）より合併処理浄化槽の普及を促進している。

表 2-7 合併処理浄化槽の設置状況

年度	1～10人槽	11～20人槽	21～50人槽	51～100人槽	合計設置数	普及率
2010年度	19	1	1		21	(65.8%)
2011年度	14			2	15	(66.7%)
2012年度	14	2	1		17	42.4%
2013年度	9	1			10	43.3%
2014年度	10	1	2		13	44.5%

※「普及率」について：平成 24 年度の数値より算定方法が変更され、普及率が減少している。

資料：「羅臼町町勢要覧（平成 27 年度版）資料編」

(5) 温泉施設

羅臼町では温泉場である湯ノ沢町地区をはじめ、海岸線にも多数の温泉が湧き出ている。町の施設としては、湯ノ沢町地区の機械室・温泉管がある。

表 2-8 羅臼町の温泉施設の概要

施設名	建物名	構造	床面積	建設年度	備考
温泉機械室	温泉 3 号井機械室	ブロック造	85.07	H3	平屋建て
温泉管	温泉管	150mm		S 59	延長 1,398m
温泉管	温泉管	150mm		H5	延長 2,746m

資料：羅臼町建設水道課資料（平成 27 年度現在）

2-5 公共施設等のライフサイクルコストの見通し

2-5-1 公共建築物の更新・改修費用の見通し

(1) 考え方

総務省の「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果（平成 23 年度）」で示された推計方法と推計ソフト（地域総合整備財団作成）に基づき、公共施設の建て替えと大規模改修にかかる費用を算出した。

算出条件は同推計ソフトの標準設定である「60 年周期で建て替えを実施し、大規模改修を建て替えの中間年（30 年）で実施する」シナリオ①を基本としつつ、町の施設運用実態に合わせ「中間年での大規模改修を実施せず、建て替え周期は 50 年とする」シナリオ②でも算出した。

表 2-9 算出条件のシナリオ

条件シナリオ	算出条件
シナリオ①	建て替え周期60年。 大規模改修を建て替えの中間年（30年）で実施。
シナリオ②	建て替え周期50年。中間年での大規模改修は実施しない。

(2) 算出結果

2017 年から 2056 年までの将来 40 年の合計費用はシナリオ①では約 285 億円となり、年平均で約 7.1 億円となった。また、建築年の偏りがあることから、更新・改修の時期にも偏りが生じ、年間 13 億円を超える費用支出が見込まれる年次もある。

シナリオ②では 40 年間で約 221 億円となり、①に比べ年平均で約 1.6 億円低い見通しとなった。

表 2-10 算出条件別の更新・改修費用の見通し

条件シナリオ	40年間の累積費用	年平均費用
シナリオ①	285億円	7.1億円
シナリオ②	221億円	5.5億円

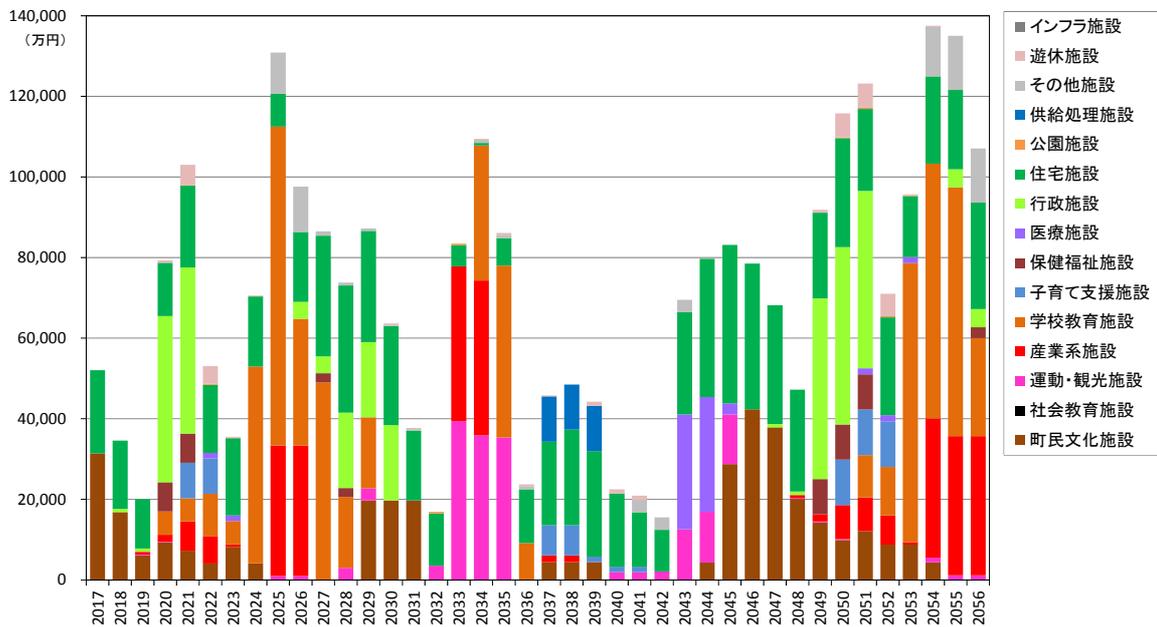


図 2-7 将来の更新・改修費用の見通し（シナリオ①）

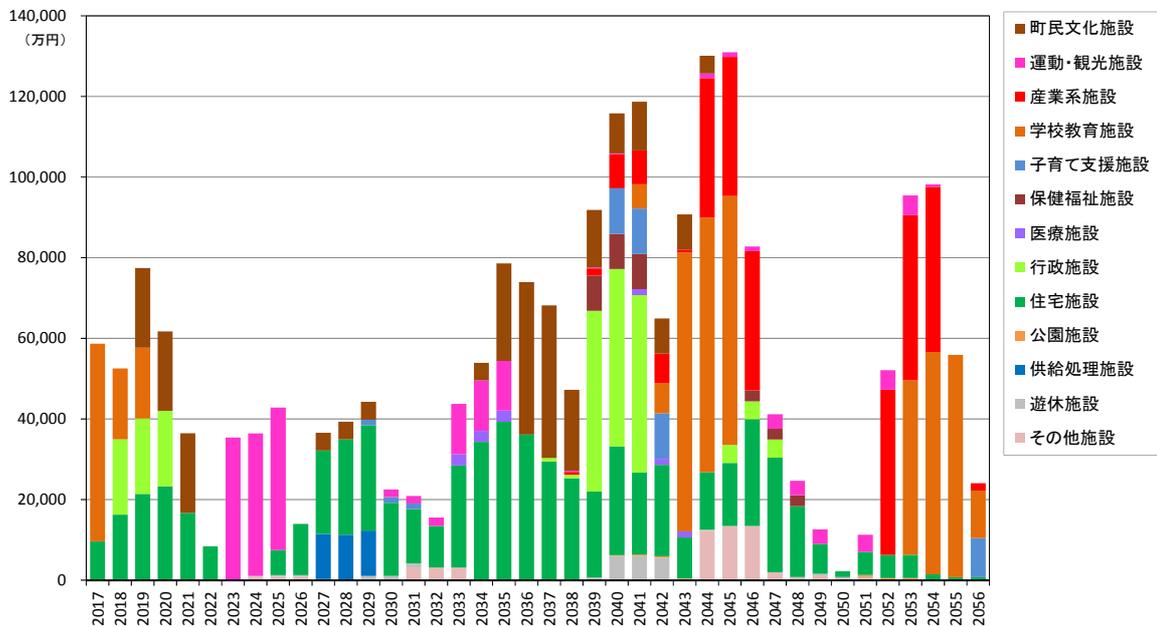


図 2-8 将来の更新・改修費用の見通し（シナリオ②）

2-5-2 更新・改修費用のまとめ

現有施設を全て定期的に更新・改修すると仮定した場合に必要な、公共建築物とインフラ施設（道路・橋梁・上水道・温泉施設）を合わせた更新・改修費用は、将来40年の合計で約318億円、年平均で約7億9千万円と見積もられる。

費用の大部分は公共建築物が占めるが、公共建築物に次いで上水道の更新費用も大きい。また、更新時期が集中する時期においては年15億円程度の費用見通しとなる年次も発生することが予想され、施設の長寿命化や工事の段階的な実施など事業費の平準化が必要である。

表 2-11 公共建築物とインフラ施設の更新・改修費用のまとめ

	将来40年間累積 2017~2056年 (百万円)	年平均 (百万円)	備考
公共建築物 (維持・更新)	28,460	711	シナリオ① (建て替え周期60年、大規模改修有り)
	22,117	553	シナリオ② (建て替え周期50年、大規模改修無し)
道路	1,261	32	過去10年間の実績平均
橋梁	85	2	羅臼町橋梁長寿命化修繕計画より
上水道	7,880	197	総務省方式の管径別延長より算出
温泉施設	419	10	上水道と公共建築物の算出法を踏襲
合計	31,762	794	公共施設はシナリオ②を採用

注：羅臼町の公共下水道は未整備である。

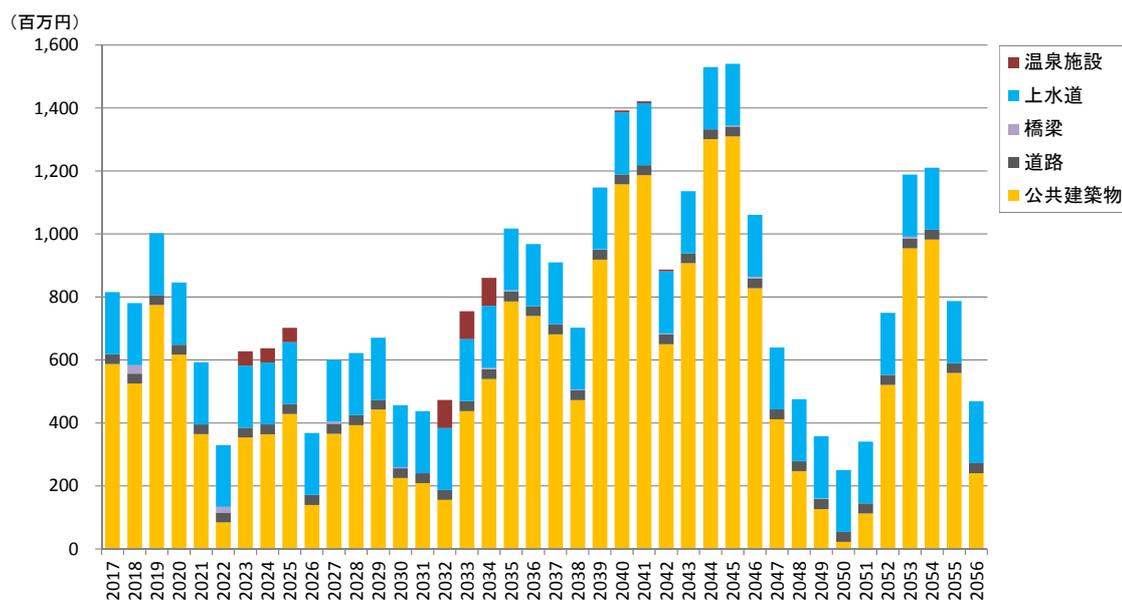


図 2-9 年次別の公共建築物とインフラ施設の更新・改修費用の見通し

注：公共建築物は「建て替え周期50年・大規模改修無し（シナリオ②）」という条件で算出

第3章 公共施設の基本方針

3-1 方針① 施設保有量の最適化

町の保有する公共建築物は延べ床面積で約7万㎡あり、現在の保有量のままでは施設の更新・改修費用を支出することが困難な状況が生じる見通しである。

今後は更なる人口減少や厳しい財政制約が予想されるなか、公共サービスを持続的に提供していくためには、公共施設の総量を削減する必要がある。

そこで、新たな公共施設の整備は原則行わない方針*とするとともに、必要性の低い施設や経費負担が大きい施設などを積極的に整理統合することで、公共施設の保有量を最適化していく。

※ただし個別施設計画に準じて、既存老朽施設の建て替え、用途廃止、維持管理等を計画的に行う

3-1-1 既存施設の有効活用と新規整備の抑制

公共施設（建築物）の新規整備を抑制し、既存老朽施設の建て替えや統合等を除き、新設を原則実施しないこととする。

町民の施設利用ニーズの変化に対しては、既存施設の「用途転用」や一つの建物に複数の機能を盛り込む「複合化」を行うことにより、施設量を増加させることなく適切な対応を図る。

3-1-2 統合や廃止の推進

利用ニーズ、財政状況、地域バランスなどを総合的に勘案して、施設の再編・統合・廃止に取り組み、施設総量の最適化を図る。

遊休公共施設や遊休地については、売却や譲渡、施設の用途転用など有効活用の可能性について検討した上で、それらの可能性が見いだせない建築物については、倒壊危険性や近隣居住環境や周辺景観への影響などを考慮して計画的に除却を進める。

3-2 方針② 適切な維持管理の推進

公共施設の更新・改修・維持管理などのトータルコスト削減のためには、施設の総量削減だけでなく、適切な維持管理の実施によるコスト削減が必要である。

施設の劣化状況を定期的に点検し、適切に補修・改修し、既存公共施設を長く・大事に使っていくこと（長寿命化）で、突発的な改修費用の発生を抑え、施設にかかる長期的なトータルコストを削減する。

3-2-1 施設の長寿命化

補修・改修を計画的かつ予防的に行うことにより、劣化の進行を遅らせ、公共施設の機能・品質を維持する。老朽化による破損や機能低下が予見されるときは早めに改修を行うことで、施設の耐用年数を延ばす（長寿命化）とともに、予期せぬ損傷・故障などによるサービスの低下や突発的な費用支出を抑えることが期待される。

さらに、改修や更新の時期が重なることで過度な財政負担が生じないように、計画的な事業実施により財政負担の平準化を図る。

3-2-2 点検・診断等の実施と適切かつ計画的な維持管理

公共施設の機能・品質を維持するには、劣化や損傷を早期に発見するための定期的な点検・診断と日常的なメンテナンスが欠かせない。

インフラ施設については、関係省庁が作成する点検マニュアル等に基づき、定期的なパトロールや劣化状況診断を行う。公共建築物については施設管理者による日常点検や施設不具合の報告を適切に実施し、劣化状況や対策履歴等の情報を記録する。

発見された緊急性の高い不具合については早急な対応をはかるとともに、点検・診断等の記録を全庁的に共有することで、今後の適切かつ計画的な維持管理に役立てる。

3-2-3 安全性の確保

供用中の公共施設について、パトロールや点検・診断において高い危険性が認められた場合は、利用や通行を規制するなどの安全確保措置を速やかにとるとともに、他の施設による代替可能性を含めて機能確保策を検討する。

また、供用されていない施設（遊休施設等）に高い危険性が認められた場合は、立ち入り禁止措置などを講じたうえで、近隣居住環境や周辺景観への影響、建物倒壊の危険性、除却費用などを総合的に考慮して優先順位を決定し、計画的に施設の除却等の措置を進める。

3-2-4 災害時への備え・耐震性の向上

地震や風水害、雪害など災害発生時及び災害復旧時において、公共施設は避難所、避難経路、防災備蓄拠点等として重要な役割を担うこととなる。

災害時等を考慮した公共施設の適正配置の検討を行うとともに、防災拠点施設、避難施設及び緊急輸送路の沿道に立地する公共建築物等について耐震性を向上する。また、避難所のうちバリアフリーとなっていない施設については、バリアフリー化を検討する。

3-3 方針③ 連携と協働による計画推進

公共施設の課題に対しては、町組織が一体となって取り組む必要がある。

また、公共施設は地域住民の生活に密接に関わることから、地域住民と行政が情報を共有し、地域住民の理解のもと対策を実施していく必要がある。

しかしながら、町の職員や財源などの行政資源には限りがあることから、住民や民間事業者等の力やノウハウを取り入れていくべきである。

そこで、町のみが公共施設の対策に当たるのではなく、関係する地域住民や企業、周辺自治体などと協力・連携して対策を進めていくこととする。

3-3-1 全庁的な取組体制の構築

公共施設の複合化や用途転用など、既存の施設の枠組みにとらわれない取り組みが必要である。そこで、公共施設所管課による庁内検討会議を開催し、本計画の実現に向けて、施設計画の進捗把握と計画の改善を進めていく。

3-3-2 施設情報の共有と一元化

公共施設は、施設類型（町営住宅、学校など）ごとに各課が所管しており、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていない。

そこで前項の「全庁的な取組体制の構築」に合わせて、公共施設情報を共有・一元化を図り、情報更新を行っていく。

3-3-3 町民の理解と協力

計画を着実に進め、また、情勢変化に柔軟に対応するためには、計画の評価と改善が必要である。

そのため、施策の進捗と公共施設の状況を把握し、計画の改善に繋げる。計画の具体事業化や方針の見直しを必要とする場合には、町民への公表（ホームページでの公表など）を行うことで、町民の理解と協力のもと計画の実現に努める。

3-3-4 民間・団体との協働

施設を健全かつ適切に維持管理するためには、必要な技術力・ノウハウを有する者に委託することも有効である。

指定管理者制度、PPP、PFI^{※後述}の活用について検討し、町と民間・団体との協働により、コスト削減やサービス向上を図る。

3-3-5 広域連携・行政間連携

町単独で対応にあたるのではなく、公共建築物の自治体間相互利用や、インフラ施設の国・道などによる技術的・経済的支援など、周辺自治体や関係行政機関との連携が必要である。組織間の情報交換を密にし、窓口を明確化することで、円滑な連携体制を構築していく。

表 3-1 行政と民間のパートナーシップ

指定管理者制度	地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度である。
PPP	Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
PFI	Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

第4章 公共建築物の施設類型ごとの基本方針

4-1 町民文化施設

4-1-1 町民文化施設の概況

町民文化施設（集会施設・文化施設）は10施設で建物数は16棟あり、うち延べ床面積100㎡以上は14棟、さらに延べ床面積1,000㎡以上の建物は「羅臼町公民館/公民館」の1棟である。

表 4-1 町内の町民文化施設

小分類	地区	施設/建物 名称	延べ床面積 (㎡)	建築年	構造
集会施設	市街地区	羅臼町公民館/公民館	1,481	1970	RC造
	市街地区	羅臼町公民館/老人研修室（公民館1F）	330	1978	S造
	市街地区	羅臼町公民館/プレハブ倉庫	162	1989	S造
	春松地区	麻布町福祉館/集会所・会議室	326	1988	W造
	春松地区	知松町福祉館/集会所・会議室	390	1986	W造
	春松地区	春日町福祉館/集会所・会議室	325	1985	W造
	春松地区	八木浜町福祉館/集会所・会議室	326	1987	W造
	市街地区	羅臼町コミュニティーセンター/集会所	581	1990	S造
	岬地区	岬町コミュニティーセンター/集会所	326	1992	W造
	峯浜地区	峯浜町コミュニティーセンター/集会所	329	1993	W造
	海岸地区	海岸町コミュニティーセンター/集会所	363	2015	W造
文化施設	峯浜地区	郷土資料館/資料館北棟（旧小学校校舎）	694	1987	RC造
	峯浜地区	郷土資料館/資料館南棟（旧中学校校舎）	631	1986	RC造
	峯浜地区	郷土資料館/収蔵棟A（旧体育館）	433	1986	RC造
	峯浜地区	郷土資料館/収蔵棟B（旧体育館器具庫）	19	1986	W造
	峯浜地区	郷土資料館/渡り廊下	19	1986	W造

4-1-2 町民文化施設の方針

町内には集会施設として、「公民館」のほか、各地区に「福祉館」や「コミュニティーセンター」が存在し、地域コミュニティ活動の拠点として利用されているほか、ほとんどが避難所として指定されている。また、「福祉館」や「コミュニティーセンター」は町内会によって運営されている。「羅臼町公民館」についてみると、日平均利用者数は61人/日、利用料収入は年間34万円の利用料収入を得ている。

文化施設としては、「郷土資料館」があり、日平均利用者数は16人/日となっている。

「公民館」や「福祉館」、「郷土資料館」については、比較的老朽化が進んでいる。

今後、施設の複数町内会での共同利用・管理等による集約化を推進し、可能な限り町所有の施設数と床面積量を削減し、施設の維持管理にかかる町負担額の削減を図る。

また、利用者が高齢化するなか、バリアフリー課題を抱える施設が多く、利用者ニーズに合わせて対応する必要がある。

「公民館」については、直営で運営されており、年間20,000人超の利用状況で、まち全体の学習相談窓口や学習施設の拠点となっているため、当該施設を維持することとし、施設の日常業務における点検や不具合報告に対応し、予防保全による施設の長寿命化を図る。

「郷土資料館」については、現在の建物が供用できるかぎり当該施設を維持することとし、施設の日常業務における点検や不具合報告に対応し、予防保全による施設の長寿命化を図る。現在の建物が供用出来なくなったときには展示施設と収蔵施設の分化を検討する。

4-2 運動・観光施設

4-2-1 運動・観光施設の概況

運動・観光施設は5施設で建物数は14棟あり、うち延べ床面積100㎡以上は5棟である。さらに延べ床面積1,000㎡以上の建物は「羅臼町民体育館/体育館」「羅臼町民温水プール/屋内プール場」の2棟である。

表 4-2 町内の運動・観光施設

小分類	地区	施設/建物 名称	延べ床面積 (㎡)	建築年	構造
スポーツ施設	市街地区	羅臼町民体育館/体育館	2,905	1974	S造
	市街地区	羅臼町民体育館/渡廊下	42	1974	S造
	市街地区	羅臼町民温水プール/屋内プール場	1,027	1984	RC造
	峯浜地区	総合運動公園/パークゴルフ場管理棟	97	1995	W造
	峯浜地区	総合運動公園/管理事務所	156	1981	W造
	峯浜地区	総合運動公園/公衆便所	20	1983	ブロック造
	峯浜地区	総合運動公園/オフィシャルハウス (テニス)	19	1989	W造
観光施設	市街地区	道の駅知床らうす/公衆便所	299	1998	S造
	峯浜地区	幌萌町オートキャンプ場/管理棟	223	2002	W造
	峯浜地区	幌萌町オートキャンプ場/便所	36	2002	W造
	峯浜地区	幌萌町オートキャンプ場/炊事等	82	2002	W造
	峯浜地区	幌萌町オートキャンプ場/便所	36	2003	W造
	峯浜地区	幌萌町オートキャンプ場/ゴミ集積小屋	10	2002	W造
	峯浜地区	幌萌町オートキャンプ場/取水施設	16	2003	W造

4-2-2 運動・観光施設の方針

スポーツ施設と観光施設については、直営で運営している「道の駅知床らうす」を除いて、指定管理者制度や管理業務委託による管理形態をとっている。施設のうち、特に「羅臼町民体育館」の老朽化が進んでおり、将来的な更新・改修費用の負担が予想されるほか、維持管理費用も年間数百～数千万円単位で発生している。

「羅臼町民体育館」および「総合運動公園」については避難所として指定されている。

総合運動公園やオートキャンプ場の管理棟について、未利用空間が比較的多く、有効活用を図る必要がある。

今後、費用対効果について検討を行い、周辺自治体との連携を含めた施設のあり方について検討する。その結果、維持方針の施設については、日常業務における点検や不具合報告に対応し、予防保全による施設の長寿命化を図り、安定的なサービス提供と施設ライフサイクルコストの削減の両立を図る。

なお「羅臼町民体育館」については、指定管理者制度により運営されており、年間 20,000 人超の利用状況で、スポーツ活動を中心にイベント等も多く利用されているため、当該施設を維持することとし、施設の日常業務における点検や不具合報告に対応し、予防保全による施設の長寿命化を図る。

また、道の駅、総合運動公園内のパークゴルフ場コースや野球場などの各競技場及び付帯設備については、当該機能を維持することとし、施設の日常業務における点検や不具合報告に対応し、予防保全による施設の長寿命化を図る。

4-3 産業系施設

4-3-1 産業系施設の概況

産業系施設は4施設で建物数は10棟あり、うち延べ床面積100㎡以上は5棟で、さらに延べ床面積1,000㎡以上の建物は「羅臼町水産系廃棄物堆肥化処理施設/処理棟」「羅臼町ウニ種苗生産センター/生産センター」の2棟である。

表 4-3 町内の産業系施設

小分類	地区	施設/建物 名称	延べ床面積 (㎡)	建築年	構造
産業系施設	市街地区	知床らうす深層水給水施設/給水施設	135	2007	RC造
	峯浜地区	羅臼町水産系廃棄物堆肥化処理施設/処理棟	2,665	2003	S造
	峯浜地区	羅臼町水産系廃棄物堆肥化処理施設/土壌脱臭棟	360	2003	S造
	峯浜地区	羅臼町水産系廃棄物堆肥化処理施設/管理棟	49	2003	W造
	峯浜地区	羅臼町農林漁業体験実習館/農林漁業体験実習館	496	1991	W造
	峯浜地区	羅臼町農林漁業体験実習館/公衆便所	50	1992	W造
	峯浜地区	羅臼町農林漁業体験実習館/バーベキューハウス	48	1990	W造
	峯浜地区	羅臼町農林漁業体験実習館/炊事棟	34	1990	W造
	峯浜地区	羅臼町農林漁業体験実習館/体験農園収納庫	54	1989	W造
	岬地区	羅臼町ウニ種苗生産センター/生産センター	2,591	1995	RC造

4-3-2 産業系施設の方針

産業系施設には水産系廃棄物堆肥化処理施設や種苗生産施設のほか、農・水産物の実習加工体験施設等がある。このうち「知床らうす深層水給水施設」のみ直営で、その他の施設は管理業務委託されている。最も年間経費を要している施設は「羅臼町水産系廃棄物堆肥化処理施設」で約1,600万円となっている。

産業系施設は、羅臼町の産業活性化のための基盤公共施設として今後とも必要であることから現在の建物については日常点検の実施と不具合報告に適切に対応し、予防保全による施設の長寿命化を図ることとし、建物更新については必要機能や費用対効果を勘案した上で検討を行う。

また、羅臼町農林漁業体験実習館の外構施設として整備された散策路や池などの施設については、日常業務における点検や不具合報告に対応し、予防保全による施設の長寿命化を図る。

4-4 学校教育施設

4-4-1 学校教育施設の概況

学校教育施設は、中学校 2 校、小学校 2 校、給食センター 1 施設の合計 5 施設、建物数は 19 棟で、さらに延べ床面積 1,000 m²以上の建物は「羅臼小学校/校舎、アリーナ外」「羅臼中学校/校舎」「春松小学校/校舎、体育館」「春松中学校/校舎②」の 6 棟である。

これまで学校の統廃合を実施しており、2008 年 3 月に「知円別小中学校」、2010 年 3 月に「飛仁帯小学校」「植別小中学校」が閉校している。

表 4-4 町内の学校教育施設

小分類	地区	施設/建物 名称	延べ床面積(m ²)	建築年	構造
学校	市街地区	羅臼小学校/校舎	4,235	1994	RC 造
	市街地区	羅臼小学校/アリーナ外	1,291	1994	RC 造
	市街地区	羅臼小学校/温室	37	1994	S 造
	市街地区	羅臼小学校/物置	48	1994	W 造
	市街地区	羅臼中学校/校舎	2,125	1966	S 造
	市街地区	羅臼中学校/体育館①	72	1966	W 造
	市街地区	羅臼中学校/体育館②	504	1966	RC 造
	市街地区	羅臼中学校/倉庫・物置	93	1966	W 造
	市街地区	羅臼中学校/廊下・渡廊下	65	1966	W 造
	春松地区	春松小学校/校舎	3,889	2004	RC 造
	春松地区	春松小学校/渡廊下	45	2004	S 造
	春松地区	春松小学校/受変電設備	7	2004	S 造
	春松地区	春松小学校/体育館	1,073	2005	SRC 造
	春松地区	春松中学校/校舎①	17	1961	S 造
	春松地区	春松中学校/校舎②	1,600	1968	S 造
	春松地区	春松中学校/校舎③	135	1993	S 造
	春松地区	春松中学校/体育館	480	1961	S 造
	春松地区	春松中学校/倉庫	32	1961	W 造
	その他教育施設	市街地区	給食センター/共同作業所	547	1992

4-4-2 学校教育施設の方針

小・中学校については、学校統廃合を進めた結果、現在小学校 2 校、中学校 2 校の計 4 校となっている。羅臼中学校と春松中学校は 1960 年代の建築物であり、両校を廃校し中学校（知床未来中学校）1 校を整備中であり、2018 年度から開校予定である。

今後とも少子化が進む見通しのなか、将来の学校配置のあり方について継続的に検討しながら、老朽施設の改修・補修を計画的に進めることで、良好な教育環境の形成と財政負担の低減化を目指すこととする。

また、羅臼町学校給食センターは、特殊な設備も多く、安全面・衛生面等においても健全な維持が必要となり、適切な改修・修繕を継続的に行う。

4-5 子育て支援施設

4-5-1 子育て支援施設の概況

子育て支援施設は、幼稚園・保育園が3施設で、建物数は3棟あり、全ての施設が延べ床面積100㎡以上で、さらに延べ床面積1,000㎡以上の建物は「羅臼幼稚園/園舎」の1棟である。

表 4-5 町内の子育て支援施設

小分類	地区	施設/建物 名称	延べ床面積 (㎡)	建築年	構造
幼稚園・保育園	春松地区	春松幼稚園/幼稚園舎	883	2007	RC造
	市街地区	旧くなしり館 (チューリップ保育園) /認可外保育園	128	1980	W造
	市街地区	羅臼幼稚園/園舎	1,029	1991	RC造

4-5-2 子育て支援施設の方針

子育て支援施設については、幼稚園2施設、保育園1施設の計3施設となっている。

少子化に伴い乳幼児数は減少傾向にあるが、核家族化や共働き世帯の増加など支援を必要とする子育て世帯の割合は増加傾向にあり、町の人口維持のためにも子育てに対する行政支援は重要である。

そのため現有施設については、日常業務における点検や不具合報告に対応し、予防保全による施設の長寿命化を図るなど適切に設備の維持管理を行う。また、将来の幼稚園配置のあり方や預かり保育の拡充に向けて、継続的に検討していく。

「旧くなしり館」については、現存のまま適切に維持・管理を図る。

4-6 保健福祉施設

4-6-1 保健福祉施設の概況

保健福祉施設は、2施設で建物数は3棟あり、延べ床面積は全ての施設が100㎡以上である。延べ床面積1,000㎡以上の建物はない。

表 4-6 町内の保健福祉施設

小分類	地区	施設/建物 名称	延べ床面積 (㎡)	建築年	構造
高齢福祉施設	市街地区	高齢者交流いきがいセンター/老人福祉施設	104	1997	W造
	市街地区	高齢者交流いきがいセンター /高齢者いきがいハウス (温室)	120	1997	S造
	市街地区	羅臼町老人福祉センター/会館・本館	726	1990	RC造

4-6-2 保健福祉施設の方針

高齢福祉施設である「高齢者交流いきがいセンター」は「シルバーいきがいセンター」の活動拠点としてきたが、現在休会しており活動がない状況である。

高齢化が進展するなか、保健福祉施設の重要性は高まると考えられるが、新たな施設整備に伴う費用負担は困難な状況を踏まえ、現行施設の維持活用によるサービス確保を図ることとする。

高齢福祉施設については、利用状況を踏まえて施設機能を見直すとともに、日常点検や不具合報告に対応し予防保全による施設の長寿命化を図るなど、引き続き適切な維持管理を行う。

4-7 医療施設

4-7-1 医療施設の概況

医療施設は4施設で建物数は6棟あり、うち延べ床面積100㎡以上は3棟で、さらに延べ床面積1,000㎡以上の建物は「知床らうす国民健康保険診療所/診療所 本体」の1棟である。

診療所は、「知床らうす国民健康保険診療所」のほか、「麻布歯科診療所」があり、医師住宅等が1棟、病院住宅が1棟となっている。

表 4-7 町内の医療施設

小分類	地区	施設/建物 名称	延べ床面積(㎡)	建築年	構造
医療施設	市街地区	知床らうす国民健康保険診療所/診療所 本体	1,751	2013	SRC造
	春松地区	麻布歯科診療所/診療所	204	1984	W造
	市街地区	診療所住宅(緑町299)/住宅	90	1992	W造
	市街地区	診療所住宅(緑町299)/車庫	17	1992	S造
	市街地区	診療所住宅(緑町299)/倉庫	6	1992	W造
	市街地区	医師住宅(栄町119)/住宅	312	2013	W造

4-7-2 医療施設の方針

「知床らうす国民健康保険診療所」は2013年に建設された新施設であるが、「麻布歯科診療所」は築30年あまりが経過している。

「知床らうす国民健康保険診療所」は町内における医療の基幹施設として、今後とも安定的な医療サービスを提供するため、日常点検や不具合報告に対応し予防保全による施設の長寿命化を図る。

また、「麻布歯科診療所」については、バリアフリー化等大規模な改修も含め今後検討し、長寿命化を図る。

4-8 行政施設

4-8-1 行政施設の概況

行政施設は 5 施設で建物数は 5 棟あり、うち延べ床面積 100 m²以上は 4 棟、さらに延べ床面積 1,000 m²以上の建物は「羅臼町役場庁舎/役場庁舎」の 1 棟である。

表 4-8 町内の行政施設

小分類	地区	施設/建物 名称	延べ床面積 (m ²)	建築年	構造
庁舎	市街地区	羅臼町役場庁舎/役場庁舎	3,300	1990	RC造
その他行政施設	岬地区	旧知円別小学校 (避難所) /避難所	919	1969	RC造
	岬地区	旧知円別中学校 (避難所) /避難所	482	1969	RC造
	岬地区	旧知円別中へき地教員住宅 (岬町簡易郵便局借用) /岬町簡易郵便局 (旧教員住宅岬町中住⑤)	66	1988	W造
	市街地区	旧治山事業監督員詰所/羅臼町社会福祉協議会	337	1996	W造

4-8-2 行政施設の方針

「羅臼町役場庁舎」は建築後 30 年近くが経過しており、建築当時と比べ、防災行政無線の設置、OA機器の増加により庁舎は狭隘傾向にあり、雨漏りや空調機器等の老朽化により修繕費が増加傾向である。その他行政施設のうち、避難所として一部のみ使用されている「旧知円別小学校 (避難所)」「旧知円別中学校 (避難所)」は、建築後 40 年以上経過している。

「羅臼町役場庁舎」は行政機能の中心施設として、また平時だけでなく災害時の防災拠点としても重要な施設である。今後とも日常点検や不具合報告に対応し予防保全を実施することで、建物施設の長寿命化と機能の確保を図る。

その他行政施設については、現存のまま適切に維持・管理を図る。

羅臼消防署庁舎については、昭和 55 年の築以来 35 年以上が経過しており、度重なる雨漏りや暖房設備の老朽化による故障などを毎年度改修、補修により対応している。

火災をはじめとする消防活動を万全とするための重要施設であるため、日常点検を実施し予防保全による施設の長寿命化を図り、引き続き適切な維持管理を行うとともに、今後は、通信指令室の整備など総合的な消防庁舎建設に向け、根室北部消防事務組合により検討を行う。

4-9 住宅施設

4-9-1 住宅施設の概況

住宅施設は34施設で建物数は166棟あり、うち延べ床面積100㎡以上は86棟である。

住宅施設のうち、町営住宅は全体の棟数の48%、延べ床面積の66%を占めている。

建築年代別で見ると、1986～90年に建てられた建物が最も多く、棟数・延べ床面積ともに19%を占めている。経過年数で見ると、建築後40年以上経過している建物は42棟となっている。老朽化率が100%以上の建物（耐用年数を迎えているもの）は14棟あり、老朽化率が90%以上と高く、耐用年数を迎えつつある建物も32棟（老朽化率100%以上を含めず）となっている。

表 4-9 住宅施設の棟数・延べ床面積

小分類	棟数		延べ床面積	
	数	構成比	㎡	構成比
町営住宅	79	48%	15,984	66%
教員住宅	54	33%	4,841	20%
職員住宅	19	11%	2,937	12%
その他住宅	14	8%	616	3%
合計	166	100%	24,378	100%

表 4-10 住宅施設の建築年代別構成比

建築年代	棟数		延べ床面積	
	数	構成比	㎡	構成比
～1965年	10	6%	1,061	4%
～1970年	20	12%	2,623	11%
～1975年	6	4%	899	4%
～1980年	29	17%	4,165	17%
～1985年	31	19%	4,155	17%
～1990年	32	19%	4,707	19%
～1995年	21	13%	2,871	12%
～2000年	11	7%	3,200	13%
～2005年	6	4%	696	3%
合計	166	100%	24,378	100%

4-9-2 住宅施設の方針

「町営住宅」については、人口減少に伴う公営住宅需要の減少が予測されるなか、将来世帯数などを考慮して町営住宅の管理戸数縮小と適正配置を図るとともに、多様な世帯ニーズに対応した住環境整備に努め、今後とも適切な住宅セーフティネットづくりを進めていく。具体的には「羅臼町住生活基本計画」と「羅臼町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化が著しい町営住宅の計画的な建替え・除却や改善・修繕等を実施する。

「職員住宅」については、老朽化の著しい建物については、順次解体する方向で検討する。

「教員住宅」については、学校適正配置に伴う教職員数に合わせた住宅数を確保し、築22年を経過した時点で改修を検討し、築40年を経過したものは除却・撤去をしていく。

「その他住宅」については、老朽化の著しい建物から順次解体する方向で今後検討を図る。

4-10 公園施設（建築物）

4-10-1 公園施設（建築物）の概況

本節における「公園施設」とは公園内の建築物を指し、遊具等の工作物は含まない。公園施設は、3施設で建物数は3棟あり、全ての施設が延床面積100㎡以下である。

表 4-11 町内の公園施設

小分類	地区	施設/建物 名称	延べ床面積 (㎡)	建築年	構造
公衆便所	峯浜地区	峯浜漁港公衆便所/公衆便所	45	2002	RC造
	岬地区	瀬石公衆便所/公衆便所	14	1992	W造
	岬地区	相泊公衆便所/公衆便所	14	1991	ブロック造

4-10-2 公園施設（建築物）の方針

公園施設は、いずれも公衆便所で、建築後25年程度しか経過していない。

比較的新しい施設であるため、当面においては日常業務における点検や不具合報告に対応し、予防保全による施設の長寿命化とともに、施設の有効活用や町民や観光客等の利便性の向上を図ることとする。

峯浜緑地広場やロックガーデン、しおかぜ公園、富士見町公園等については、草刈り等の日常の整備や点検を行い、施設の長寿命化とともに町民の利便性の向上を図る。

4-11 供給処理施設

4-11-1 供給処理施設の概況

供給処理施設は「羅臼町ごみ焼却場」の1施設で、建物数は2棟あり、いずれも延床面積100㎡以上である。

表 4-12 町内の供給処理施設

小分類	地区	施設/建物 名称	延べ床面積 (㎡)	建築年	構造
供給処理施設	峯浜地区	羅臼町ごみ焼却場/塵芥処理施設	819	1978	S造
	峯浜地区	羅臼町ごみ焼却場/塵芥集積所	117	1978	W造

4-11-2 供給処理施設の方針

「羅臼町ごみ焼却場」は建築後40年近くが経過しており、雨漏りや設備不足が指摘されている。

供給処理施設は、衛生的な生活環境の確保の観点から必要な施設であるため、当面は補修等により施設の長寿命化を図るが、今後は人口減に伴うコスト高となることが予測されることから、周辺自治体との連携や広域処理など様々な可能性について協議するとともに、老朽化が著しい場合は、解体を含めた検討を行う。

4-12 遊休施設

4-12-1 遊休施設の概況

遊休施設は4施設で建物数は7棟あり、うち延べ床面積100㎡以上の施設は「羅臼町廃網処理施設/廃網処理施設」である。

「羅臼町民スキー場」「羅臼町立林間広場キャンプ場」ともに施設を閉鎖している。

表 4-13 町内の遊休施設

小分類	地区	施設/建物 名称	延べ床面積 (㎡)	建築年	構造
遊休施設	市街地区	羅臼町民スキー場/休憩所、ロッジ	16	1975	W造
	市街地区	羅臼町民スキー場/管理棟	85	1980	W造
	市街地区	羅臼町民スキー場/第2リフトロッジ	58	1990	W造
	市街地区	羅臼町立林間広場キャンプ場/炊事場	20	1976	W造
	市街地区	羅臼町立林間広場キャンプ場/公衆便所	24	1993	W造
	峯浜地区	羅臼町廃網処理施設/廃網処理施設	442	1991	S造
	海岸地区	ざいもく岩地区防災林整備事業作業小屋/作業小屋	29	2000	W造

4-12-2 遊休施設の方針

遊休施設には「廃網処理施設」のほか小規模な観光施設などが存在しており、なかには築20年に満たない比較的新しい建物も存在する。

これら遊休施設については基本的に譲渡や施設の用途転用など有効活用の可能性について検討した上で、それらの可能性がない遊休施設については、倒壊危険性や近隣居住環境や周辺景観への影響などを考慮して計画的に除却を進める。

「羅臼町廃網処理施設」は、現在の基準に適合しない施設のため遊休施設となっており、他の遊休施設と同様に、活用方法を再検討し、活用の見込が無い場合は除却を検討する。

「羅臼町民スキー場」「羅臼町立林間広場キャンプ場」は、施設周辺の区域全体を含めた活用について再検討する。

また、付帯する施設については、経年劣化による破損が進行していることから、日常の点検等により破損状況を確認するとともに、飛散防止や撤去等の適切な管理を行う。

4-13 その他施設

4-13-1 その他施設の概況

「倉庫類」「火葬場」「ポンプ室」「浄水施設等」を「その他施設」として本節で取り扱う。

その他施設は 11 施設で建物数は 11 棟あり、延べ床面積が 100 m²以上の施設は「浄水場管理棟」「羅臼町葬斎場」の 2 棟である。

表 4-14 町内のその他施設

小分類	地区	施設/建物 名称	延べ床面積 (m ²)	建築年	構造
その他	市街地区	旧教員住宅倉庫/倉庫	68	1975	W造
	市街地区	旧歯科診療所車庫/倉庫	21	2000	ブロック造
	市街地区	本町観光倉庫/本町観光倉庫	99	1996	W造
	市街地区	国後展望塔ポンプ室/国後展望塔ポンプ室	15	2000	ブロック造
	市街地区	第1ポンプ室/第1ポンプ室	4	1967	W造
	市街地区	浄水場管理棟/浄水場管理棟	917	1995	RC造
	市街地区	浄水場沈砂池棟/浄水場沈砂池棟	65	1995	RC造
	市街地区	浄水場高区配水池棟/浄水場高区配水池棟	39	1995	RC造
	春松地区	八木浜送水ポンプ場/八木浜送水ポンプ場	32	1998	RC造
	春松地区	八木浜配水池操作棟/八木浜配水池操作棟	31	1998	RC造
	峯浜地区	羅臼町葬斎場/火葬場	260	1982	RC造

4-13-2 その他施設の方針

その他施設には築 30 年以上が経過した「羅臼町葬斎場」のほか、倉庫やポンプ室などの施設が存在している。

「羅臼町葬斎場」については、現在 2 炉で稼働し年間利用数（死亡者数）50 件後半から 60 件前半で推移している。当面は補修等により施設の長寿命化を図る。

倉庫類については、日常業務における点検や不具合報告に対応し、予防保全による施設の長寿命化を図る。

ポンプ室については機能上必要不可欠な施設であることから、今後とも適切な維持補修や機器修繕・更新により機能を確保する。

浄水施設等については、第 5 章 5-3 上水道の基本方針により維持管理を行う。

第5章 インフラ施設の施設類型ごとの基本方針

5-1 道路

道路については、計画的な道路の改修・維持管理により、安全で安心な道路機能の確保と構造物のライフサイクルコストの縮減を図る。

そのため、道路施設を定期的に点検し、損傷程度および対策の必要性などを評価する。点検結果、補修履歴などのデータを道路台帳に蓄積することで、計画的な改修・維持管理の検討材料とする。また、早期に道路施設の損傷を発見し、必要な対策を効果的に実施することで道路施設の長寿命化を図る。

5-2 橋梁

橋梁については、管理橋の高齢化に対応するため、従来の「事後保全的」な対応から「予防保全的」な対応への転換とともに、橋梁長寿命化修繕計画により修繕及び架替えに係る費用のコスト縮減を図り、地域の道路網の安全性、信頼性を確保する。

そのため、日常的にパトロール・清掃などを実施するとともに、定期的に点検を行う。また「橋梁長寿命化修繕計画」において長期的なコストを検討したうえで適切に修繕を進めて行く。

5-3 上水道

上水道については、安全安心な水道水を安定的に供給し、かつ、水道事業を持続的に運営することを目標とする。

そのため、水道施設の定期点検とメンテナンスを着実に実施し、施設の長寿命化を図るとともに、水道施設の現状を把握し老朽施設の計画的な更新に努める。

また、水道施設の耐震診断を踏まえ、施設の重要度や優先度を考慮した上で、施設の耐震化を進めていく。

5-4 温泉施設

温泉施設については、将来にわたって長く安定的に利用できるよう、安定供給体制の確立と、温泉資源の保護を図る。

そのため、ポンプおよび配管などの温泉供給システムを定期的に点検し、メンテナンスを着実に実施して、施設の長寿命化を図る。また、温泉使用者とも連携して、温泉資源の適正利用を進めていく。